4 職員の手当の状況

職員には、基本給としての給料のほか、各職員の生活実態及び勤務条件の違い等を考慮して、各種の手当を支給しています。 主な手当は、以下のとおりであり、おおむね国と同じ内容となっています。

なお、各手当の支給実績及び1人当たり平均支給額は、令和元年度普通会計決算ベースの額です。

(1)期末手当・勤勉手当

愛 媛 県	玉
1人当たり平均支給額(令和元年度決算)	
1,601 千円	_
(令和元年度支給割合)	(令和元年度支給割合)
期末手当勤勉手当	期末手当勤勉手当
2.6 月分 1.90 月分	2.6 月分 1.90 月分
(1.45) 月分 (0.90) 月分	(1.45) 月分 (0.90) 月分
(加算措置の状況)	(加算措置の状況)
職制上の段階、職務の級等による加算措置	職制上の段階、職務の級等による加算措置

注1 特定幹部職員(局長級以上の職員)については、期末手当のうち0.4月分を勤勉手当に振り替えているため、期末手当2.2月分、勤勉手当2.3月分となっています。

〇勤勉手当への人事評価の活用状況(愛媛県)

業務の質・量及び達成度を踏まえ、期中及び期末における評価を実施し、その評価結果に基づき、成績率を決定しています。

	令和2年度中における運用		職員	一般職員	
イ,	イ 人事評価を活用している				
	活用している成績率	支給可能	支給実績が	支給可能	支給実績が
	石川している双根学	な成績率	ある成績率	な成績率	ある成績率
	上位、標準、下位の成績率	0	0	0	0
	上位、標準の成績率				
	標準、下位の成績率				
	標準の成績率のみ (一律)				
ロ 人事評価を活用していない					
	活用予定時期				

(2)退職手当(令和2年4月1日現在)

	愛 媛 リ	1		玉		
(支給率)	自己都合	勧奨・定年	(支給率)	自己都合	勧奨·定年	
勤続 20 年	19.6695月分	24. 586875 月分	勤続 20 年	19.6695月分	24.586875月分	
勤続 25 年	28.0395月分	33.27075 月分	勤続 25 年	28.0395月分	33.27075 月分	
勤続 35 年	39.7575月分	47.709 月分	勤続 35 年	39.7575月分	47.709 月分	
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	
その他の加算措	措置		その他の加算措置			
職務の級等 め、職員の在 月分の合計額	退職手当の調整額 職務の級等の区分に応じた8段階の調整月額を定め、職員の在職期間のうちその月額が高い方から60 月分の合計額を調整額として加算			調整額 等の区分に応じた114 在職期間のうちその 額を調整額として加	月額が高い方から60 算	
企平削平朔 建	♪職特別措置(2~20° 自 己 都 合		正年則早期:	退職特別措置(2~45	0%加昇)	
1人当たり平均		.,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,				

注 1人当たり平均支給額は、令和元年度中に退職した職員に支給された額の平均です。

^{2 ()} 内の数値は、再任用職員に係る支給割合です。

(3)地域手当(令和2年4月1日現在)

地域手当は、民間賃金の地域間格差を適切に反映するため、東京都特別区、大阪府大阪市、愛知県名古屋市、広島県広島市及び香川県高松市に勤務する職員に対して支給しているものです。また、医師については、一般的に、人材確保が困難である地方の方が都市部より給与が高いという実状があることから、それを反映させるために支給しています。加えて、東日本大震災に係る宮城県の復旧事業等に従事するため、地方自治法第 252 条の 17 の規定に基づき、愛媛県から宮城県に派遣される職員について、愛媛県と宮城県の協定に基づいて支給しています。

支給実績	(令和元年度決算)			57,661 千円	
支給対象職員1人当たり平均支給年額(令和元年度決算)					823, 729 円
区 分	支給対象地域	支 給 率	支給	対象職員数	国の支給率
医 師		16%		26 人	16%
	東京都 (特別区)	20%	24 人		20%
	大阪府 (大阪市)	市) 16%		7人	16%
医部门丛	愛知県 (名古屋市)	15% 1人		15%	
医師以外	広島県 (広島市)	10% 2人		2 人	10%
	香川県 (高松市)	6%	6% 1人		6%
	宮城県 (仙台市)	4.5%		0人	6%

注 支給対象職員数は、令和2年4月1日現在の職員数です。

(4)特殊勤務手当(令和2年4月1日現在)

支給実績(令和元年度決算)

特殊勤務手当は、著しく危険、不快、不健康又は困難な業務に従事する職員に、その勤務の特殊性に基づき支給するものです。

1,280,603 千円

支給職員1人当たり平均支給額(令和元年度決算)				114, 565 円	
職員全体に占める手当支	で給職員の割合(令和元年	丰度)		59.1%	
手当の種類 (手当数)				55	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象	象業務	支給実績	支給単価
				(令和元年度)	
県税事務従事職員の特 殊勤務手当	県税事務に従事する職 員	納税義務者、滞納 して行う県税の賦 に関する業務等		1,577 千円	日額 500円
伝染病防疫作業従事職 員の特殊勤務手当	伝染病防疫業務に従事 する職員	伝染病患者等の救 伝染病菌の付着し 処理作業 伝染病菌を有する 疫作業	た物件等の	76 千円	日額 290円
産業技術研究所、衛生 環境研究所等に勤務す る職員の特殊勤務手当	産業技術研究所、衛生 環境研究所等に勤務す る職員	①人体に有毒なガ 伴う業務 ②特に危険性を有 取り扱う業務 ③病理細菌を取り	する薬品を	1,888 千円	①日額 290円 ②及び③日額 200円
特殊現場作業従事職員 の特殊勤務手当	特殊現場作業に従事する職員	①トンネルの坑内 トンネル掘り作業 ②墜落の危険が特 所で行う作業等		5 千円	①日額 560円 ②日額 220円
レントゲン技術従事職 員の特殊勤務手当	レントゲン技術又はそ の補助に従事する職員	レントゲンを使用 放射線の影響を受		275 千円	日額 230円
者更生相談所及び心と	育センター、知的障害 者更生相談所及び心と	②児童及び精神障 理判定作業	害者等の心 上等の看護作	10, 181 千円	①日額 350円 ②~④日額 420円

	旧本点上士極壮和江州	日本の 占土土 極力以上 区土 極		□ ## 000 Ⅲ 1 100
児童目立文援施設に勤 務する職員の特殊勤務	児童目立文援施設に勤 務する職員	児童の自立支援又は生活支援 の業務	6,601 千円	日額 820 円、1,480 円、2,220円
手当				
県警察に勤務する職員 の特殊勤務手当				
私服員の捜査、逮捕 作業等手当	当該作業に従事する私 服警察職員	犯罪予防、捜査、被疑者逮捕 作業	67, 804 千円	日額 560円
犯罪鑑識作業手当	当該作業に従事する警 察職員	指紋、手口、写真等を利用す る犯罪鑑識作業	6, 237 千円	日額 280 円又は 560 円
交通取締用自動車等 運転作業手当	当該作業に従事する警 察職員	交通取締用自動車その他特殊 自動車運転作業	30, 210 千円	日額 420 円又は 560 円
山岳搜索救難作業手 当	山岳救助警備隊に属す る警察職員	山岳において遭難事故が発生 した場合において行う遭難者 の捜索救難作業	132 千円	日額 840 円
警ら作業手当	当該作業に従事する警察職員	警ら作業	29,757 千円	日額 340円
身辺警護等作業手当	当該作業に従事する警察職員	①天皇又は皇后、皇太子、皇 太子妃、文仁親王若しくは悠 仁親王の警衛作業 ②その他の要人等の警護作業	180 千円	①日額 1,150円 ②日額 640円
銃器犯罪捜査作業手 当	当該作業に従事する警察職員	①銃器等が使用されている犯 罪現場における被疑者逮捕等 の作業 ②銃器を所持する被疑者の逮 捕、警戒等の作業 ③保護対象者の身辺警戒又は 固定警戒の作業	0 千円	①日額 1,640円 ②日額 820 円又は 1,100円 ③日額 820円
ひき逃げ捜査作業手当	当該作業に従事する交通専務員		746 千円	日額 560円
交通取締等作業手当		①共同危険行為取締作業 ②交通取締り(①の作業を除 く。)、整理及び事故処理作業	7, 330 千円	①日額 560 円 ②日額 310 円
留置場等看守作業手	当該作業に従事する警察職員		4, 195 千円	日額 230円
被疑者護送作業手当	当該作業に従事する警察職員	被疑者護送作業	1,086 千円	日額 230円
火薬類取締作業手当	当該作業に従事する警察職員	火薬類の取締作業(不発弾の 処理作業を含む。)	8 千円	日額 250円
夜間特殊作業手当	当該作業に従事する警察職員		53, 864 千円	1回 410円、730円又は1,100円
潜水作業手当	当該作業に従事する警 察職員	潜水器具を着用して従事する 潜水作業	16 千円	1時間 310 円又は 780円
死体取扱作業手当	当該作業に従事する警察職員	①検視管理官が行う検視又は 解剖立会いの作業 ②その他の死体取扱作業	27, 608 千円	① 1 回 3,200 円 ② 1 回 1,600 円
爆発物処理作業手当	当該作業に従事する警 察職員	爆発物処理作業	42 千円	1回 5,200円
特殊危険物質処理作 業等手当		処理作業 ②特殊危険物質による被害の 危険がある区域内において行 う作業	0 千円	①日額 5,200円 ②日額 250円 ③日額 460円
		③特殊危険物質が発生するお それがある実験作業		

取為类效加理化类工	リオル光に公声より数	工用の数数味用が足が変めれ		1 E 1 040 E
緊急業務処理作業手当	当該作業に従事する警	正規の勤務時間外に突発的な 事件又は事故の処理のため出		1回 1,240円
	察職員	勤を命じられ、夜間に従事す	2,563 千円	
		動を明しられ、 牧雨に促事 y る作業		
少年補導作業手当	少年補導職員	少年補導作業	272 ≰⊞	口帽 210 円
		少午補得作業 異常な自然現象又は大規模な	3/3 十円	日額 310 円 日額 840 円
災害警備等作業手当	当該作業に従事する警			日領 840 円
	察職員	事故により重大な災害が発生		
		した箇所等において行う災害 警備、遭難救助等の心身に著	25 千円	
		管備、遺無救助等の心身に者 しい負担を与える作業		
		しい負担を与える作業		
 術科指導作業手当	业 法 佐 業 に 分 車 十 7 年	 術科指導作業(本務として従		1 時間 300 円
	国政作業に促争りる例 科指導員	事する作業を除く。)	13 千円	1 時間 300 円
	作用等貝	事りの作業を除く。)	13 17	
	水産実習船に勤務する	漁労業務		日額 3,000 円 ~
(紀力十日	が産業自船に勤務する 船員	(思力未防	779 千円	8,400円
社会福祉業務従事職員	社会福祉主事	要保護者等を訪問して行う指		日額 510 円
の特殊勤務手当		導等、身体障害者に面接して		口領 310 门
70付外到伤于目	に勤務する身体障害者	行う相談等又は児童等に面接	3,459 千円	
	福祉司	して行う相談等の業務	J, 409 □	
	児童福祉司	して行力作談寺の未務		
特神促健指定医 診察		精神保健及び精神障害者福祉		日額 320 円
立会職員及び精神障害		に関する法律に基づく診察、		日1月 020 1
者移送に従事する職員	五五概貝寸	立会又は移送の業務	22 千円	
の特殊勤務手当		立云大は傍色の未彷		
職業訓練指導業務従事	高等技術専門校に勤務	職業訓練業教		日額 790 円
職員の特殊勤務手当	する職業訓練指導員	400米未分	2,131 千円	日 供 130 円
机员 77 77 利分丁目	ソ る 概未 別 然 目 等 貝		2, 101 1	
と畜検査業務従事職員	食肉衛生検査センター	と畜場法による獣畜のとさつ		日額 1,180円
の特殊勤務手当	に勤務する職員	又は解体の検査	2,424 千円	н ид 1, 100 1
	に動物がる概具	入场所件少侯直	2, 121 1	
麻薬取締業務従事職員	麻薬取締員	麻薬及び向精神薬取締法によ		日額 420 円
の特殊勤務手当		る司法警察職員として従事す	0C T.III	H 154 130 1
·> 14 // (23/19)/ 1 =		る危険な職務	26 千円	
爆発物取締業務従事職		火薬類取締法又は高圧ガス保		日額 250円
員の特殊勤務手当		安法に基づく完成検査、保安	25 千円	
NO. 300 4 1 14 300 14 1 1 14 1	職員	検査等の業務		
漁業取締作業従事職員		漁業取締船に乗り組んで従事	1,059 千円	日額 500円
の特殊勤務手当	員	する漁業取締作業	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	
夜間看護手当	子ども療育センターに			1回 2,150 円から
	勤務する看護師又は准	一部又は全部が深夜(午後10		3,550円まで
	看護師	時から翌日の午前5時までの	12,221 千円	
		間)において行われる看護等		
安本担体無事にロッドウ	安本 伊 健 生 上 エフィック	の業務		口質了20年
家畜保健衛生所及び家		家畜保健衛生所法による家畜		日額 730円
畜病性鑑定所に勤務する際品の特殊勘察系光	畜病性鑑定所に勤務する際原質である際原質である。	の伝染病の予防、人工授精の	5,140 千円	(BSE検査:810円
る職員の特殊勤務手当	る獣医師である職員	実施等の事務		加算)
潜水手当	農林水産研究所水産研	海中の魚礁の状況、魚介類の		1 時間 310 円又は
	究センターに勤務する	育成状況等を調査するため、		780 円
	職員	潜水器具を着用して行う潜水	12 千円	
		作業		
用地交渉等業務に従事	農林水産部農業振興局	公共事業の施行に伴う土地等		日額 650円
する職員の特殊勤務手	農地整備課、土木部管	の取得及び権利の消滅等に伴		., .
当	理局用地課、地方局産	う損失の補償等に関し、これ		
	業経済部土地改良主務	らの権利者等と直接現地で行		
	課及び治山主務課並び	う交渉業務	2,330 千円	
	に地方局建設部(土木			
	事務所を含む。)に勤務			
	する職員			

身体障害者等福祉業務	①身休陪宝老更生相談	①看護業務		日額 420 円
従事職員の特殊勤務手 当	所に勤務する看護師等 ②婦人相談所又はさつ き寮に勤務する職業訓 練指導員又は生活指導 員	②職業訓練又は生活指導の業 務	90 千円	
精神障害者等訪問指導 業務従事職員の特殊勤 務手当	保健所又は心と体の健 康センターに勤務する 保健師	精神保健及び精神障害者福祉 に関する法律に基づき精神障 害者等を訪問して行う相談指 導業務又は感染症の予防及び 感染症の患者に対する医療に 関する法律に基づく訪問指導 業務	411 千円	日額 230円
航空手当	当該業務に従事する職員	①航空機の操縦業務 ②航空機の整備等業務(整備 士) ③航空機に搭乗して行う訓練 等の業務(①及び②以外)	3, 460 千円	① 1 時間 7,700 円 ② 1 時間 4,500 円 ③ 1 時間 1,900 円
災害応急作業等手当	土木部河川港湾局河川 課及び港湾海岸課並び に道路都市局道路建設 課及び道路維持課並び に地方局建設部(土木 事務所及びダム管理事 務所を含む。)に勤務す る職員	災害が発生した場合等に警戒 水位を超えている河川の堤 防、通行が禁止されている区	0 千円	①日額 480円 ②日額 730円
	当該作業等に従事する 職員(東日本大震災に 対処するための災害応 急作業等手当の特例)	①東京電力株式会社福島第一原子力発電所の敷地内において行う作業 ②原子力災害対策特別措置法第20条第3項の規定に基づく指示(以下「本部長指示」という。)による帰還困難区域において行う作業 ③本部長指示による居住制限区域において行う作業	0 千円	①日額 20,000 円~ 3,300円 ②屋外作業 日額 6,600円 屋内作業 日額 1,330円 ③屋外作業 日額 3,300円 屋内作業 日額 660円
		異常な自然現象により重大な 災害が発生した場合等に警戒 水位を超えている河川の堤 防、通行が禁止されている区 間の道路等の危険な区域にお いて行われる次の作業 ①巡回監視 ②応急作業等	0 千円	①日額 480円 ②日額 730円
	当該作業等に従事する 職員(東日本大震災以 外の特定大規模災害に 対処するための災害応 急作業等手当の特例)	①原子力災害対策特別措置法第17条第9項に規定する緊急事態応急対策実施区域に所在する原子力事業所のうち人事委員会が定めるもの(以下「特定原子力事業所」という。)の敷地内において行う作業②特定原子力事業所に係る本部長指示に基づき設定された区域等を考慮して人事委員会が定める区域において行う作業	0 千円	①20,000円 ②10,000円

		異常な自然現象により重大な 災害が発生した場合等に警戒 水位を超えている河川の堤 防、通行が禁止されている区 間の道路等の危険な区域にお いて行われる次の作業 ①巡回監視 ②応急作業等		日額 730 円を超えな い額
食鳥検査業務従事職員 の特殊勤務手当	食肉衛生検査センター に勤務する職員	食鳥処理の事業の規制及び食 鳥検査に関する法律による食 鳥検査業務	84 千円	日額 1,180円
特殊自動車運転作業手当	農業大学校及び農林水 産研究所(水産研究センターを除く。)並びに 東予地方局産業経済部 今治支局地域農業育成 室、中予地方局産業経済部 室、中予地方局産業と 済部産業振興課地域農 業育成室及び南産業経 課地域農業育成室に勤 務する職員	大型特殊自動車等の運転作業	885 千円	日額 290円
兼務手当	当該業務に従事する教育職員	定時制の課程の授業又は補助 の業務(本務として従事する 業務を除く。)	751 千円	1時間 510円、610 円又は670円
添削手当	当該業務に従事する教育職員	通信制の課程を担任して行う 添削指導業務(本務として従 事する業務を除く。)	8 千円	添削1回 110円
教員特殊業務手当	育職員(職務の級が中 学校・小学校教育職員 給料表又は高等学校等 教育職員給料表の1	①非常災害時における児童等の保護又は緊急の防災等の業務 ②児童等の負傷、疾病等に伴う救急の業務等 ③修学旅行等引率業務 ④対外運動競技等において児童等を引率して行う指導業務 (泊を伴うもの等) ⑤部活動における児童等に対する指導業務(週休日、休日等に行うもの) ⑥入学試験における受験生の監督等の業務(週休日、休日等に行うもの)	540, 792 千円	①日額 8,000円 ②日額 7,500円 ③日額 5,100円 ④日額 5,100円 ⑤日額 3,600円又は 1,800円 ⑥日額 1,125円
多学年学級担当手当	公立の小学校又は中学校の2の学年の児童等で編制されている学級を担当する教育職員(一定以上の授業時間数の者に限る。)		6, 249 千円	日額 290円
教育業務連絡指導手当	教務主任、学年主任、 生徒指導主事等	教務その他の教育に関する業 務についての連絡調整及び指 導助言の業務	99, 153 千円	日額 200円
面接指導手当	当該業務に従事する教育職員	講師として通信制の課程の授業又はその補助を行う業務(本務として従事する業務を除く。)	14 千円	1 時間 760 円
特別支援教育手当	特別支援学校に勤務す る教育職員及び特別支 援学級等を担当する教	障害のある幼児、児童又は生 徒に対する授業又は指導業務	340, 213 千円	日額 1,000 円又は 1,200円

	育職員			
道路上作業手当		交通遮断することなく行う道 路の維持修繕、舗装の打換え 等の作業	3,068 千円	日額 300円
		たい肥舎等において行う有害 物の発生を伴う家畜ふん尿の 処理作業		日額 290円

注 手当ごとの「支給実績(令和元年度)」は、給与システムによる支給分であるため、その合計は「支給実績(令和元年度決算)」と一致しません。

(5)超過勤務手当

支給実績(令和元年度決算額)	3,550,104千円
職員1人当たり平均支給年額(令和元年度決算)	525 千円
支給実績(平成30年度決算額)	3,446,378 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成30年度決算)	511 千円

- 注1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含んでいます。
 - 2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(平成〇年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含んでいます。

(6)その他の手当(令和2年4月1日現在)

į	手当名	内容	支給単価	国の制 度との 異 同	国の制度と 異なる内 容	支給実績 (令和元年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和元年度決算)
扶	養手当	扶養親族のある職員 に支給	・配偶者 6,500 円 ・子 10,000 円 ・父母等 6,500 円 満 15 歳に達する日後の最初の 年度初めから満 22 歳に達する 日以降の最初の年度末までの子 1 人につき5,000円加算	同	1	千円 1,922,087	円 233, 944
住	居 手 当	自ら居住するための 住宅等を借り受け、 家賃等を支払ってい る職員等に支給	【借家·借間居住者】 ・家賃 23,000 円以下 家賃額-12,000 円 ・家賃 23,000 円超 55,000 円未満 (家賃額-23,000円)×1/2+ 11,000円 ・家賃 55,000 円以上 27,000円(支給限度額)		・家賃 27,000 円以 下 家賃 -16,000 円 ・家賃 27,000 円 61,000 円 満 (家 -27,000 円)×1/2 +11,000 円 ・家賃 61,000 円以 上 28,000 円 (支 編)	千円 1, 284, 983	円 260, 276
初調	任 給整 手 当	医師等採用による欠 員の補充が困難であ る職に採用された職 員等に支給	採用困難の程度等を考慮して定める職の区分及び採用の日以後の期間の区分に応じて支給 上限額:414,300円		-	千円 65, 385	円 1,021,641

	通勤のため、交通機 関等を利用している 職員又は自動車等を 使用している職員等 に支給	6 箇月定期等廉価な価額による運 賃等相当額		国上限額 55,000円	· 千円 1,541,977	円 102, 171
		【交通用具利用者】 距離に応じた定額 片道 2 km以上 5 km未満2,500円 ~ 片道95km 以上 47,200円	777	国上限額 31,600円		
単身赴任手当			同	_	千円 199, 104	円 352, 396
	管理又は監督の地位 にある職員に対して 支給	給料表別、職務の級別、区分別の定 額	同	_	千円 1,365,699	円 697, 853
特地勤務手当 及び特地勤務 手当に準ずる 手当	離島その他の生活の 著しく不便な地に所 在する公署等に勤務 する職員に支給	給料及び扶養手当の月額に対して、100分の2から100分の21までの範囲で、公署の区分に応じた一定率を乗じた額	同	1	千円 22, 205	円 203, 716
へき地手当及 びへき地手当 に準ずる手当	された学校に勤務す	給料及び扶養手当の月額に対して、100分の2から100分の21まで の範囲で、学校の区分に応じた一 定率を乗じた額			千円 104, 595	円 288, 936
定 時 制通信教育手当	又は通信教育に従事	給料月額に 100 分の 5 から 100 分の 7 を乗じた額 (管理職手当との併給調整あり。)			千円 31,508	円 278, 832
産業教育手当	県立の高等学校で農 業、水産又は工業に 係る産業教育に従事 する教育職員に支給	給料月額に100分の7を乗じた額 (管理職手当等との併給調整あり。)			千円 102, 506	円 297, 983
	教育職員に支給	上限額:8,000円 職務の級号給に応じた定額 (産業教育手当等との併給調整あり。)			千円 728, 560	円 65, 178
農 林 漁 業 普及指導手当	農林漁業の普及指導 に関する事務に従事 する職員に支給	給料月額に 100 分の 6 を乗じた額			千円 38,746	円 245, 228
宿日直手当	直又は日直をした場 合に支給	4,200 円/1 回 ほか (勤務時間による増減あり。)	同	_	千円 450, 638	円 183, 410
	れる職員が週休日等 に勤務した場合に支 給	職責に応じて $3,000$ 円 \sim 12,000 円 $/1$ 回の定額 (6時間を超える場合は加算あり。)	同	_	千円 43,774	円 73, 943
夜 勤 手 当	正規の勤務時間として午後 10 時から翌日の午前5時までの間に勤務する職員に支給	勤務1時間につき、1時間当たり の給与額に 100 分の 25 を乗じた額	同	-	千円 151, 279	円 87, 546

注 支給単価のうち、特に記載の無いものは月額の単価です。